

令和7年度

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和7年4月

杵築市

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項に基づき、令和 7 年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を次のとおり定める。

1. 処理区域

杵築市内全域

2. 計画期間

本計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3. 本市が処理する一般廃棄物の種類

- ① 家庭系一般廃棄物
市民の家庭から発生するごみ
- ② 事業系一般廃棄物
市内の事業所等から発生するごみのうち産業廃棄物以外のもの

4. 一般廃棄物の排出量見込み

種類	収集量 (家庭系)	直接搬入量 (事業系+家庭系)	計 (排出量見込み)
もやすごみ	4,741.85t/年	1,097.43t/年	5,839.28t/年
もやさないごみ	447.52t/年	3.62t/年	451.14t/年
粗大ごみ	41.47t/年	74.36t/年	115.83t/年
資源ごみ	633.20t/年	—	—
計	5864.04t/年	1,175.41 t/年	7039.45t/年

5. 一般廃棄物の区分と種類

①家庭系

区分	分別・種類
もやすごみ（可燃物）	生ごみ・皮革製品・プラスチック製容器・発泡スチロール・お菓子の袋など
もやさないごみ（不燃物）	陶器類・電球・ガラス・プラスチック製品・ガス缶・傘・小型電気製品など
危険ごみ	蛍光灯・乾電池・ライターなど
缶類（資源物）	飲み物、食べ物が入っていた缶類（油缶を除く）
びん類（資源物）	飲み物、食べ物、飲み薬、調味料、ドレッシングが入っていたびん類
ペットボトル（資源物）	飲み物、調味料、つゆ、だし、酢などが入っていたペットボトル
古紙類（資源物）	新聞紙、折込広告、ダンボール、雑誌類、紙パック、雑紙
粗大ごみ（特別収集）	家具・自転車・その他指定袋1枚に収まらない大きさのもの
一時多量ごみ（特別収集）	引越しなどで一時的に多量に発生したごみ
家電※	テレビ・エアコン・冷蔵庫、冷凍庫・洗濯機、衣類乾燥機
動物の死骸	「犬」「猫」「うさぎ」などのペット類
処理できないごみ	タイヤ・バッテリー・耐火金庫・カーボン製品・フロン類使用機器など

※特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品目

②事業系

区分	分別・種類
可燃物	生ごみなど
資源物等	金属製容器・ガラスびん・紙類など

6. 一般廃棄物の収集及び排出方法等

①家庭系

区分	収集体制	収集回数	排出方法等
もやすごみ(可燃物)	市委託	週2回	市指定の指定ごみ袋(有料)にて指定排出場所に排出※
もやさないごみ(不燃物)			
危険ごみ			
缶類(資源物)		月1回	
びん類(資源物)			
ペットボトル(資源物)			
古紙類(資源物)			
粗大ごみ	市委託	月1回 ※予約制	※市の収集は収集車の寄り付ける場所まで排出 (有料) 条例に規定する手数料を排出者が負担 ※市許可業者は応談
	市許可業者	—	
一時多量ごみ	市許可業者	—	※市許可業者は応談
動物の死骸	市委託	随時	電話等にて受付
家電	販売業者	—	応談
処理できないごみ	販売業者等	—	—

②事業系

区分	収集体制	収集回数	排出方法等
可燃物	①事業者自ら ②委託業者	—	※委託業者・リサイクル業者との契約によります
資源物等	リサイクル業者		

※一回の収集で1世帯当たり5袋以内とします。

※収集日は、令和7年度杵築市ごみと資源の分け方・出し方カレンダーによります。

7. 排出できない家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物の中でも以下のものは排出できません。

1. 有害性のあるもの
2. 危険性のあるもの
3. 著しく悪臭を発するもの
4. 特別管理一般廃棄物
5. 前各号に掲げるもののほか、市の適正処理を著しく困難にするもの

8. 収集・搬入ができない家庭系一般廃棄物

家庭系一般廃棄物の中には、藤ヶ谷清掃センターで処理が困難な物があります。

これらの物については収集ならびに藤ヶ谷清掃センターへの搬入ができませんので、購入先又は専門業者に処理を依頼してください。

以下に処理が困難な物の例を表示します。

タイヤ	大型ピアノ	建築廃材	ボーリングの玉
バッテリー	農薬・殺虫剤	廃油・塗料	ドラム缶
消火器	二輪車（バイク）	ソーラーパネル	温水器
ガスボンベ	耐火金庫	石膏ボード	発電機
自動車の部品	鉛	カーボン製品・FRP 製品	石（石製品）・岩・土砂など

9. 一般廃棄物の減量・リサイクルの施策に関する事項

(1) 発生抑制と再使用によるごみの減量化の推進に関する取組

マイバッグ運動

容器包装リサイクル法施行規則の改正により、令和2年7月よりプラスチック製レジ袋の有料化が義務付けられたため、マイバッグ持参運動の更なる推進を図ります。

学習会と講座等

ごみの減量及びリサイクルの必要性と重要性を啓発するため、学習会や講座等を開催していますが、内容が単調であることから、充実した新たなメニューを作成します。また、自治会等と連携し、ごみに関する様々な話を通して市民意識の高揚を図ります。

不用品再使用推進事業

家庭で不用となった再使用可能な書籍及び衣類等を受入れ、必要とする方に提供する場を設けた不用品再使用推進事業を行っていますが、活況な事業であることから、他の不用品も受け入れることで事業の拡充を図っていきます。

(2) ごみの分別排出の徹底による減量化の推進に関する取組

適正な分別排出

家庭から排出された資源物（缶・びん・ペットボトル、古紙）の中には、排出方法を遵守していないために資源化ができない物も多く含まれているため、適正に資源として回収できるように、排出者への啓発及び指導等の強化を図っていきます。

資源物回収事業

「廃食用油」「紙パック」「ペットボトルキャップ」は拠点で回収していますが、近年、回収量は横ばいで推移しており、それらの多くは可燃物（もやすごみ）として廃棄されていることから、さらなる広報等を行い回収量の増加を推進します。

インクカートリッジ拠点回収事業

プリンターメーカー4社が連携して、家庭で不要になったインクカートリッジの回収を促進するプロジェクトに賛同し、市役所等に専用回収箱を設置、回収品をメーカーに引き渡します。

(3) ごみの円滑で適正な収集・運搬・処理・処分の推進に関する取組

業者等への研修と指導

本市の家庭系ごみ（古紙を含む）の収集運搬等を委託している業者に対して、質の高い収集と運搬を目指すため、研修及び指導を行います。

また、本市が許可している一般廃棄物収集運搬業者等に対する指導を強化し、不適正なごみの処理を抑制します。

ごみの排出困難者に配慮した収集

ごみや資源物を排出場所まで持ち出すことが困難な高齢者等に配慮し、自宅に伺ってごみを収集する福祉収集事業を、継続的に行っていきます。

小型家電リサイクル

平成26年7月より、小型家電リサイクル法対象品目中の16品目を回収していますが、回収量は横ばいで推移しているため、回収方法及び回収対象品目を精査し、拡充等を視野に事業を推進します。

食品リサイクル

事業系一般廃棄物のうち再資源化可能な食品廃棄物等について、食品リサイクル法の規定に則った再資源化を推進します。

なお、本市区域外の処理施設において再資源化を行う場合、当該食品廃棄物等の排出者は、あらかじめ市長にその旨を申し出るものとします。

不法投棄の防止

市民の方からの情報提供やパトロールなどの監視体制を強化し、不法投棄を防止するとともに、不法投棄された土地の所有者に対しては、看板の設置などの防止策を指導します。

(4) きれいなまちづくりを目的とした活動の推進に関する取組

ボランティア清掃

ボランティア清掃を実施する団体等に対して、清掃用具の貸出しやごみ袋の配布などを行い、ボランティア清掃活動を推進します。

全市一斉清掃

8月の第一日曜日に実施される全市一斉清掃は、参加町内数や参加人数が減少傾向であることから、参加への周知を図ります。

また、本事業を検証し、より良い取組を目指します。

海岸海浜清掃

毎年7月に実施している海岸海浜清掃では、臨海部の自治会等を中心に多くの市民の方々に参加をしていただいています。今後も事業を継続し、参加者が増加するよう周知します。

(5) ごみとリサイクルに関する環境教育の拡充に関する取組

ごみの処理に関する社会見学

ごみに関する社会見学を通して、ごみの減量及びリサイクルの意識の高揚を図ります。

環境紙芝居

幼稚園での環境を啓発する紙芝居を継続的に開催し、幼少期からの環境意識の啓発を図ります。

(6) その他のごみに関する取組の促進

近隣自治体との連携

本市・別府市・日出町の2市1町で、ごみに関する協議会を定期的で開催していますが、今後も引続き様々なごみ問題についての連携を強化します。

県との連携

本市から発生する産業廃棄物の収集・運搬・処理等は県の所管であり、事業者及び産業廃棄物処理業者などによる不適正な処理等が行われないように、県との連携を強化します。